



目 次

告 示	ページ
○障害者就業・生活支援センターの指定 （2件）	（障害保健支 援課） 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（防災砂防課） 1
○道路の区域変更（2件）	（道 路 課） 1
○道路の供用開始（2件）	（ " ） 2
○港湾法に基づき保管した所有者不明の 工作物等の返還	（港湾・海岸 課） 2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可（2件）	（農業基盤課） 2
○県営土地改良事業の計画の定め（緊急 防災工事計画）	（ " ） 3
正 誤	
○正誤（令7・3・11付け 告示）	4

告 示

高知県告示第316号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定に基づき、同法第28条に規定する業務を行う者としての指定をしたので、同法第27条第2項の規定により、当該指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）について次のとおり告示する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所
一般社団法人こうち絆ファーム
安芸市本町三丁目10番35号
- 2 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
安芸市本町三丁目10番35号
- 3 障害者就業・生活支援センターの指定年月日
令和7年3月27日

高知県告示第317号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定に基づき、同法第28条に規定する業務を行う

者としての指定をしたので、同法第27条第2項の規定により、当該指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）について次のとおり告示する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所
特定非営利活動法人STEP ONE
須崎市多ノ郷甲5483番5号
- 2 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
須崎市東古市町2番5号 2階北
- 3 障害者就業・生活支援センターの指定年月日
令和7年3月27日

高知県告示第318号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

南国市十市

(1) 座標の位置

標柱番号	緯度	経度
1	北緯33度31分52秒3477	東経133度37分12秒3453
2	北緯33度31分52秒6712	東経133度37分11秒8950
3	北緯33度31分53秒3720	東経133度37分12秒3540
4	北緯33度31分53秒6230	東経133度37分12秒7213
5	北緯33度31分53秒4712	東経133度37分13秒0661

(2) 区域

座標1から座標5までを順次に直線で結んだ線及び座標5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第319号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

津野町梶屋島

(1) 座標の位置

標柱番号	緯度	経度
1	北緯33度26分12秒7112	東経133度00分19秒6079
2	北緯33度26分13秒8520	東経133度00分20秒5826
3	北緯33度26分14秒0106	東経133度00分21秒9061
4	北緯33度26分09秒7772	東経133度00分22秒9648
5	北緯33度26分07秒7977	東経133度00分22秒6344
6	北緯33度26分07秒7305	東経133度00分20秒2628
7	北緯33度26分09秒9250	東経133度00分20秒3036
8	北緯33度26分10秒2020	東経133度00分19秒4617

(2) 区域

座標1から座標8までを順次に直線で結んだ線及び座標8と1を町道旧宮古味口線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、町道古味口線の道路区域を除く。

高知県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山中切字 タルノ谷82番1から 高知市土佐山中切字 大森104番3まで	前	9.6 43.4	126
		17.7	

	後	） 43.4	126
--	---	-----------	-----

高知県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市栃ノ木字ヒ土 1082番1	前	4.1 ） 7.9	7
	後	3.9 ） 3.9	7

高知県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市薊野字大カケ谷505番1から 高知市薊野字大カケ谷494番1まで	357	令和7年4月18日
高知市七ツ淵字コマシコエ		

1657番1から 高知市七ツ淵字イハヤカ谷 1643番1まで	77	令和7年4月18日
--------------------------------------	----	-----------

高知県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山中切字タルノ 谷82番1から 高知市土佐山中切字大森 104番3まで	126	令和7年4月18日
高知市土佐山菅蒲字土居ノ 西1530番1から 高知市土佐山西川字中村 120番1まで	276	令和7年4月18日

高知県告示第324号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、又は撤去させ、同条第3項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和7年9月3日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和7年4月18日

高知港港湾管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - (1) FRP船1隻（オーバーラップ、282-13798）
 - (2) 木造船1隻（宝生丸、K03-10914）
 - (3) 木造船1隻（宝生丸、K03-19221）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

- (1) 高知市南宝永町地先
令和7年3月4日午前10時
 - (2) 高知市御豊瀬地先
令和6年3月3日午前10時
 - (3) 高知市御豊瀬地先
令和6年3月3日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (1) 令和7年3月4日午前10時
高知市種崎872番地先
 - (2) 令和6年3月3日午前10時
高知市御豊瀬地先
 - (3) 令和6年3月3日午前10時
高知市御豊瀬地先
- 4 所有者等の行うべき措置

工作物等の所有者等は、期限までに高知県高知土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 港湾管理者の措置
高知港港湾管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、港湾法第56条の4第5項の規定に基づく売却又は同条第6項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第8項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

- 6 問い合わせ先
高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所港湾管理課港湾管理担当（電話番号088-882-8171）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知南国土地改良区の定款の変更を令和7年4月8日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村国営土地改良区の定款の変更を令和7年4月8日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟にお

いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司



土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（中ノ浦地区農村地域防災減災事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年4月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類  
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年4月18日から同年5月21日まで
- 3 縦覧場所  
須崎市役所  
高知県農業振興部農業基盤課ホームページ  
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)
- 4 その他  
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付    | 公報番号  | 種類  | ページ | 欄<br>(行)     | 正                                     | 誤                                     |
|---------|-------|-----|-----|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 令7・3・11 | 10719 | ○告示 | 3   | 左<br>(22・23) | <u>令和6年10月高知県告示第627号</u> （公共測量の実施の通知） | <u>令和6年12月高知県告示第738号</u> （公共測量の実施の通知） |